

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 経営等に係る勘違い等について
- II. 今年の確定申告の注意点について
- III. 印紙税に対する消費税増税の影響について
- S 次回事業承継セミナー等のご案内について

[今月のトピックス]

- ・経営指標解説コーナー
- ・税務相談Q&Aコーナー
- ・国税庁・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

ひょっとして勘違いでは？ アラカルト Part II

謹賀新年 本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

TFG会長 藤原 忠 義

日本の景気は今やアベノミクスの行方に懸かっていると申し上げてよいと思います。巷間いろいろな見解が評論家、学者等々により表明されておりますが、心情的なものを除き殆んどは制約論も含め筋の通った論理を展開されていると思います。

景気という経済現象が、ものごとの因果関係通りに展開されるものならば、専門家のいう方向に行くことになるのですが、どっこいそうは参らない様です。そこに景気の景気たる由縁があると思います。所謂「気」の背景にあるものでしょう。

20世紀の偉大な経済学者ケインズが、その著書に比喻として説いている美人投票理論というものがあります。簡略に申し上げますと、美女の中より誰が最高の美人かを選ぶ投票ではなく、最も多くの票を得た美人に投票した人に賞金を贈るといふ、勿論そういう方法で行う事を承知の上で投票に参加するというものです。ケインズはこの理論を株式市場の行方に絡めて論述していますが、必ずしもそこに限定されるものではありません。

多くの国民がビジネスとして或いは生活者として、購入等各種各様の意思決定を行います。その総和は必ずしも最高の美人(例えば学者の理論)が選ばれるとは限らない訳で、多くの他の人達が誰に投票するであろうかと、読み取る直感力的なものがないと賞金(成功)は手に入らないのです。

そこに世間の「気」の行方が、何かの節目(政策も含まれる)をきっかけに、ある種の株式に投資したり、一昔前のトイレットペーパー買占めに走ったり、土地をあさったりと諸局面に何らかの影響を惹起させるのです。その最たるものがバブル現象であり、又その対極にある長期のデフレ現象でもあるでしょう。

事業の収益性を測る物差しは、OK ですか？

曾って年率10%以上の成長が何年も続いた高度成長期には、航空機というコクピットも不要なぐらいでした。要するに売上成長率(大手では占有率を含む)と売上利益率さえみていればよかった時代でした。

それがいろいろ紆余曲折があつて、今日ではROEとかROAなる用語が定着して久しい時代です。株主資本金(エクイティ)或いは総資産(アセット)に対する当期純利益の割合のことです。小なりと云えども一国一城の主はやはり、企業が迷走しない様に戦略(決めた航路)に沿って正しく運航しているかどうかをコクピットで点検、確認する必要性が一段と高まってきています。

今日でも高い成長を実現している企業の多くは、単に売上利益率(とカ利幅)の高さを起因として発展している訳ではありません。むしろ売りの単価は競争優位性のあるレベルに設定しているはずで

それでは何故儲かっているのか。それは結論から申しますと、収益性の物差しを次の算式を軸にしているからに他なりません。経営上の問題発見とか計画策定時には一般にROAが適しています(総資産とはB/Sの合計額です)。ROA(総資産利益率)=売上(年)/総資産×利益/売上(年)これが収益性の基軸となる指標であり物差しです。「売上/総資産」は投下している資産(資金)の回転率を表します。その結果、要するに総資産回転率×売上利益率=総資産利益率(ROA)となります。

端的に云えますことは、仮りに売上利益率5%が市場の平均的状況として、これを当社が3%にすると2%のアドバンテージが生まれますが、これができる力の源泉は総資産回転率にあります。これを工夫と経営努力で市場の平均では2.0(仮定)のところを3.5を実現した場合、ROAは平均が5%×2.0で10%に対し、当社は3%×3.5で10.5%で、しかも同回転率の動的改善(分子で調整する)に伴ない固定経費率がダウンしますので、純利益レベルでは2%ですが、経費比率が仮りに3%ダウンすれば粗利益率は5%の幅が生じます。要はこの辺の構造的、体系的な闘いが求められているのです。これにより競争優位性のある売価設定の可能性も生じます。そのモチベーションは、現実を測る尺度にあります。

その税金対策、結果として不利では？

そもそも事業経営は人、物、金、情報等の経営資源がないと展開できず、とり分け自己資金は事業発展にとって必要不可欠である点、云う迄もないことです。今仮りに、納税額極小化策と自己資本極大化策というこの二者択一の判断に迫られた時、どちらを選択すべきか？疑問を抱いたとしても、やがて後者を選ぶことになるでしょう。坊主憎ければ袈裟まで云々という思いがあるとしても、それは少し横に置いて、次の点をくみとってもらい度いと思います。

つまり、節税策として決算期に何らかの用途で100万円支払い、税金0円(均等割を除き)として、自己資金は100万円のマイナスとなります。一方、その策をとらずその分の納税約30万円(中小企業税率)として、自己資本は30万円のマイナスになり、明らかに自己資本拡大という定石に適合し、有利となります。

この場合、その100万円の資金用途が真に経営の重要度からみて申し分のないものならば、それは本来、既に行うべきものであって、節税のための実行という様な納税極小化策とは申せません。

この資金用途が真に重要ならばという概念は、実は私共の節税戦略に組み込まれており、その前提は成長戦略の中にこそあるのです。戦略経営計画には、この節税戦略も当然含まれるものです。これらは税理士と経営コンサルタントとの連携によって、更に効果的な展開が可能となります。

尚、本ニュース215号(平成21年)で松下幸之助氏から感銘をうけたという樹研工業(超極小歯車生産)松浦元男社長の見解が紹介されていたが、その折りに「節税のため経費を増やそうというのは自己資本を高める点でもってのほかです」と語っていたのが印象的でした。

末尾ですが、皆様には本年がさらなる躍進の年になります様、御祈願申し上げ乱筆をおきます。有難うございました。



経営指標解説コーナー

■ 経営安全率とは

経営安全率とは、売上が何%ダウンしたら経常利益が0となるのかを見るためのもので、会社の安全度、不況に対する耐性の強さを示す指標です。同指標は、経常利益を限界利益で割って算出します。なお、限界利益は売上から変動費を差し引いて算出します。また同指標の目安としては15%を目標とすべきであり、これは売上が15%減少しても赤字にならない経営を意味しています。当然、業種によってこの数字は前後しますが、これ

だけの幅があれば経営の安全は高いということができます。是非ご参考として下さい。

II. 今年の確定申告はココに注意！

年も改まり、そろそろ確定申告の準備を始めておられる経営者の方も多いと思います。そこで、平成 23、24 年度の改正事項のうちで、平成 25 年度分の所得税から適用される主な確定申告に関する制度を以下に挙げておきますので、ご参考にして下さい。

■ 事業所得関係の改正

〈事業所得関係の改正と制度創設〉

試験研究を行った場合の所得税額の特別控除やエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却に関して、その適用範囲が拡大されると共に特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除、債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例が創設されています。

■ 復興関係の改正

〈復興特別所得税の創設について〉

東日本大震災に係る復興予算を確保することを目的として、復興特別所得税が創設されています。平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と併せて復興特別所得税を申告、納付することとなっています。

■ 給与所得関係の改正

〈給与所得控除の制限について〉

その年における給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられています。

〈特定支出控除について〉

特定支出控除に係る特定支出の範囲について、一定の要件を満たす税理士などの資格取得費、図書購入費、交際費、接待費などが追加されています。なお、従前は、その年における特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとされましたが、改正後は収入金額の区分に応じて規定されている金額について、それぞれその超える部分の金額を給与所得控除額に加算することとなります。

■ 退職所得関係の改正

〈特定役員退職手当について〉

役員等勤続年数が5年以下の役員等が支払いを受けた特定役員退職手当等に係る退職所得の金額に関して、従前はその年における退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の2分の1でしたが、改正後はその残額が退職所得となります。

■国外財産調書制度の創設

<国外財産を保有している場合の措置について>

その年の12月31日時点において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有している場合について、翌年3月15日までに、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を提出する国外財産調書制度が創設されています。

Ⅲ. 消費税 UP と総額表示について

— うっかりミスが印紙税 UP にも —

昨年消費税増税が決まり、今年の4月1日より消費税率が5%から8%に上がります。消費税はあくまでお客様からの預かりもので、実際に支払をするお客様からすれば負担増になり購入するか否かの意思決定にかかわります。消費税を含めた価格で表示するかどうかでイメージが大きく変わる場合があります。本来、事業者間の取引以外は消費税額を含めた総額表示が義務づけられていますが、今回の8%への増税と、今後10%に増税された場合を想定して事務の煩雑を少しでも楽にする為、平成25年10月1日から平成29年3月31日迄の間総額表示が一時的に撤廃され、消費者にも販売する際にチラシや値札に外税表示が認められました。ところで、契約書を作成する際に事業者以外でも相対取引であることから総額表示の義務はありません。しかし、ここでその金額に対して印紙税がかかる事を思い出してください。印紙税は記載金額に応じて課税されるものですが、契約書を作成する上で金額記載の方法ひとつで不利益になることを以下で御説明させていただきます。消費税率UPでけっして見過ごせない点です。

■記載金額に応じて課税される印紙税

契約書に印紙を貼る印紙税額は、契約書の記載金額に応じて印紙税額一覧表の金額を貼ります。この記載金額について、消費税額が区分記載されているときや税込価格及び税抜価格が記載されている場合は消費税額を抜いた金額に対して印紙税が課されます。契約書への記載金額は以下の通りにされているのではないのでしょうか。

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ①〇〇〇円(税抜き) | ②〇〇〇円(税抜価格) | ③〇〇〇円(税別) |
| ④〇〇〇円(税別価格) | ⑤〇〇〇円 | ⑥〇〇〇円(本体価格) |
| ⑦〇〇〇円+税 | ⑧〇〇〇円消費税 | ⑨〇〇〇円(本体) |

上記9つの記載方法で消費税がいくらなのかわからないものはありませんでしたか？消費税がいくらなのか明確にわからないものは記載金額に対して印紙税がかかります。結果的に消費税に対しても印紙税を納付する結果になってしまいます。答えはこの章の最後をご覧ください。

■不動産の譲渡・建築工事請負に関する契約書の印紙税額

不動産の譲渡と建設工事請負に関する契約書に対する印紙税額について次頁の通りです。

() 書きの金額は平成26年4月1日以降の税額で税額が変わる事に注意してください。

不動産の譲渡	建設工事請負	印紙税額
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円(200円)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円(500円)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円(1,000円)
500万円超	1,000万円以下	1万円(5,000円)
1,000万円超	5,000万円以下	1万5千円(1万円)
5,000万円超	1億円以下	4万5千円(3万円)
1億円超	5億円以下	8万円(6万円)
5億円超	10億円以下	18万円(16万円)
10億円超	50億円以下	36万円(32万円)
50億円超		54万円(48万円)

先ほどの答えは⑤です。もし、消費税抜5億円の取引で消費税5%を加えた5億2千5百万円を⑤のように記載してしまうと本来8万円より印紙税が18万円にもなってしまいます。消費税UPにより不利益が生じないように金額記載には十分注意して下さい。



税務相談 Q&A 情報コーナー

■ 自賠責保険について前払費用としない理由について

翌事業年度の期間分の自動車の任意保険を支払った際、1年以内の短期前払費用は今度の決算で全額損金になるという言葉が耳にされることが有ると思いますが、逆に1年超であれば一旦、前払経理をして期間に応じて損金にしていきます。ところで保険期間2年・3年の自賠責保険についてどうかというと強制加入保険で未加入であれば、その自動車に乗れないという見地から支払った事業年度に全額損金とすることが認められています。



国税庁情報コーナー

■ 税務職員を装った者からの不審な電話などについて

電話の冒頭で「税務署からのアンケートにご協力下さい」などと切り出す手法で、税務職員を装った振り込め詐欺などが多発しています。またアンケートに非協力的な場合は罰則があるなどの脅迫を伴うケースもあり、極めて悪質です。同庁からATMの操作等を指示することはありませんので、ご注意ください。



経済産業省情報コーナー

■ 「平成24年経済センサス・活動調査」について

「経済センサス・活動調査」とは、日本における全産業分野の売上金額や費用等の経理項目を同一時点で網羅的に集計した統計調査で、経済産業省と総務省が実施しています。平成24年8月に産業横断的な業種別集計結果が公表されていますが、今回はその詳細及び資金階級別の経理項目、電子商取引の状況、開設時期別の事業所数などの集計結果が公表されています。なお、同調査では「資本金300万円～500万円」「卸売業・小売業」が最も多く、平成23年以後に開設された事業所では「飲食店等」が最も多くなっています。



今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

内閣府が提唱・推進している「カエルの星」認定制度をご存知でしょうか。同制度は、会社単位ではなく、部・課・班などのチーム単位での働き方を変えることで、日々の仕事を見直し、業務の効率化を進めることも長時間労働の縮減や年次有給休暇の取得促進などの仕事と生活の調和に資する成果をあげた取り組みを広く公募し、その好事例を「カエルの星」と認定するとともに大臣名による認定書を交付する制度です。政府や民間団体、海外における取り組み事例、関連する調査研究資料、同制度の実施要綱などが公表されています。これらの取り組みは会社単位ではなく、もっと規模を小さくしたグループ単位で行う様々な取り組みの参考にもなりますので、同サイトを是非ご活用下さいませ。

「カエルの星」

http://www.cao.go.jp/wlb/change_jpn/index.html

TFG 経営セミナーのお知らせ

TFG税理士法人・TFG 共栄会は、経営セミナーを開催いたします。

「事業承継セミナー」 -新相続税・業務委譲-

相続税制の改正に伴い“新税制で自分の場合、実際問題どうなるのか？”を今から知っておくことは、納税資金対策や節税対策に大事です。また、事業承継の実際は、いかにスムーズに業務権限を委譲できるか、が会社の将来に強く影響します。先々お考えの方も是非ご参加ください。

講師：TFG税理士法人 税理士 北澤 克也

日時：平成26年1月30日（木）14：00～16：00

場所：本町野村ビル 8F会議室（大阪府中央区本町3-4-10）

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援・・・T&FG group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFG ニュース編集担当 谷風 行寛